

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
緊急事態措置

新潟県

令和2年5月5日 改正

令和2年5月7日 施行

新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請

1 区域

県内全域

2 期間

令和2年5月7日（木曜日）から令和2年5月31日（日曜日）まで

3 実施内容

県内の感染状況及び医療提供体制が確保されていることを踏まえ、県では、「三つの密」の回避を中心とした感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととし、県民の皆様及び事業者・団体等の皆様に対して、次のとおり協力を要請します。

(1) 県民の皆様に対する徹底した行動変容等のお願い（特措法第24条第9項）

県民の皆様には、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を徹底願いますとともに、次の①、②の外出は厳に避けるようお願いします。

① 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けてください。

② 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛してください。

※ 「新しい生活様式」については、別添の「新しい生活様式の実践例」等も参考にしてください。

※ 再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行うことがあります。

(2) 施設の使用制限等の要請（クラスターが発生した施設類型）

【遊興施設、運動・遊技施設】

・施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

・要請期間 令和2年5月7日（木曜日）から令和2年5月20日（水曜日）まで

(3) 上記(2)以外の施設（基本的に休止を要請しない施設）に対する要請

・感染防止策の徹底（特措法によらない要請）

1 基本的に休止の要請を延長する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

要請期間 令和2年5月7日（木）から
令和2年5月20日（水）まで

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、スナック、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
運動、遊技施設		体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等

2 基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	要請内容
上記1以外の施設	徹底した感染防止対策（※）を講じてください。 ※ 別紙「業種ごとの感染拡大予防対策等について」等を参考にしてください。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密着、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食卓

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

業種ごとの感染拡大予防対策等について

1 ガイドラインの作成等について

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成・普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただきたい。

2 リスクに応じた対策の検討について

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討していただきたい。
 - ① 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
 - ② 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価する。

3 各業種に共通する留意点

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ① 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
 - ② 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ③ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
 - ④ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
 - ⑤ 施設の消毒

4 症状のある方の入場制限

- ① 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策であること。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられること。
- ② なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられること。

5 感染対策の例

- ① 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ② 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ③ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ④ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑤ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑥ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

6 トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 便器内は、通常の清掃が良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

7 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ② 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

8 ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

9 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

10 その他

- ① 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ② 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

（参考）上記のほか、業種毎の感染防止対策の例など

【例1】催物（イベント等）について

基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的少人数（参加人数が最大でも50人程度）のイベント等については、イベントの制限の解除も含めた適切な対応ができるとされている。イベント等を開催するためには、以下の①から③のような条件を満たす必要があると考えられる。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

【例2】 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、【例1】を参考に、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

【例3】 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

これらの施設では、【例1】の①から③のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

【例4】 食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店

- ① 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- ② 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除する
- ③ 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ④ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、酒類の提供時間についても配慮する など

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								